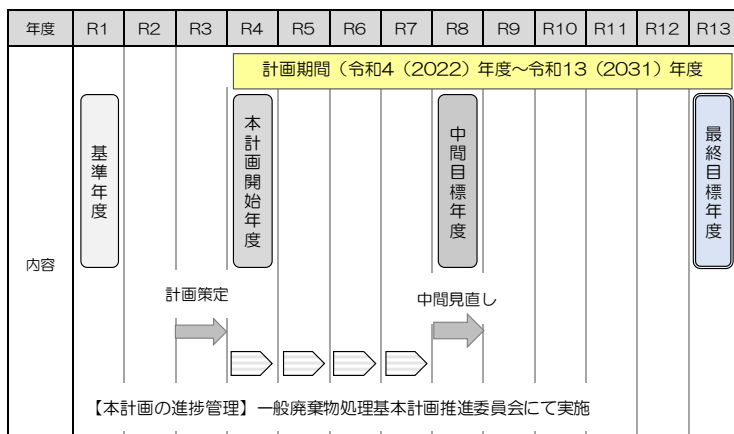


船橋市一般廃棄物処理基本計画 概要版（案）

<ごみ処理基本計画>

計画期間及び進捗管理

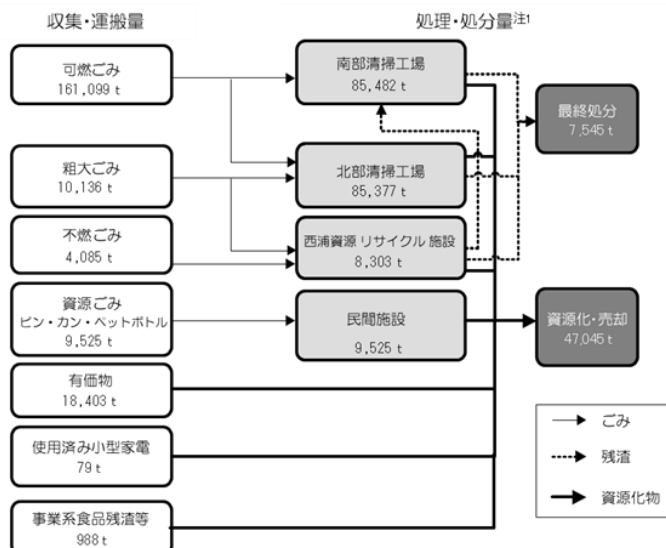
- 計画期間：10年間
初年度：令和4（2022）年度
中間目標年度：令和8（2026）年度
最終目標年度：令和13（2031）年度
- 関係法令の改正等が生じた場合は適宜見直しを行います。
- 目標達成状況や施策の進捗状況は、一般廃棄物処理基本計画推進委員会にて確認を行います。



<ごみ処理の現状>

(1) ごみ処理の流れ

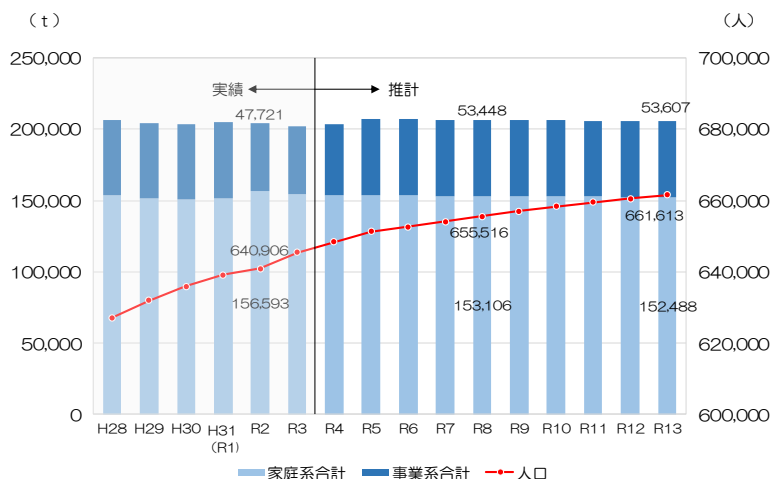
- 可燃ごみは北部清掃工場及び南部清掃工場に、粗大ごみは北部清掃工場及び西浦資源リサイクル施設に搬入され、可燃分を焼却処理しています。
- 不燃ごみは西浦資源リサイクル施設に搬入され、可燃分は焼却処理、不燃分は可燃ごみ中の不燃物と併せて他県の民間処分場で最終処分（埋立）しています。
- 資源ごみは各施設で選別された資源物を資源化・売却しています。



※1 処理・処分量には他区分等搬入量 1,011 t を含む
 ※2 数値は令和2（2020）年度実績値

(2) 総排出量の推移と将来予測（現状のまま推移した場合）

- 人口は増加傾向が継続しています。
- 家庭系ごみは減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により増加しています。
- 事業系ごみは増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく減少しています。



<基本理念>

未来へつなぐ 持続可能な循環型社会の実現を目指して ～ふなばし資源循環プラン～

国が環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画の中で示している方向性を踏まえ、本市におけるごみ減量及び持続可能な循環型社会の実現に向けた施策を推進していくため、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」を本市のごみ処理の基本的な方針と定めて、取り組みを推進していきます。

<基本方針>

方針1 市民・事業者・行政の協働により持続可能な循環型社会を実現します

市民・事業者・行政の協働がともに行動できるような仕組みづくりを進めるとともに、適切な情報発信や環境教育の充実に努め、人や組織づくりを進める必要があります。

方針2 2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

海洋プラスチック問題や食品ロス削減、地球温暖化など地球規模での課題に対し、ごみそのものを減らし天然資源の消費を抑制することは、廃棄物由来の温室効果ガスの削減にもつながることから、Reduce と Reuse の2R を推進し、環境負荷の低減を進めます。

方針3 安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を構築します

廃棄物の処理は、生活環境の保全、公衆衛生の向上に欠かせないため、安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進していきます。

<数値目標>

本計画の令和13（2031）年度までの数値目標は、前計画の達成状況や、国や県の計画及びごみ処理基本計画策定指針を踏まえ、以下のとおり設定します。

区分	基準年度 令和元（2019） 年度（実績）	中間目標年度 令和8（2026） 年度	目標年度 令和13（2031） 年度
①総排出量	204,787t	195,000t 5%削減	182,000t 11%削減
②1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	534g	490g 8%削減	440g 18%削減
③リサイクル率 (出口側の循環利用率)	21.6%	26%	30%
④最終処分量	7,729 t	6,800 t 11%削減	5,900 t 23%削減

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動を反映する廃棄物量及びリサイクル率は正常値ではないと判断し、令和元（2019）年度を基準年度としました。

基本方針

【基本方針1】
市民・事業者・行政
の協働

施策と取り組み

1. 情報提供の充実

- ①分かりやすい情報発信
- ②多様な媒体での情報発信

重点

2. 環境学習の推進

- ①ごみの減量・資源化につながる環境学習の推進
- ②子ども向け環境学習の充実
- ③若年層への啓発
- ④ごみ処理施設見学会の開催
- ⑤環境教育に活用できるコンテンツの充実

3. 地域全体の環境美化の推進

- ①不法投棄防止活動の推進
 - ②5330推進員の育成
 - ③地域清掃活動の推進
- ### 4. 優良事業者の育成
- ①ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
 - ②事業系一般廃棄物収集運搬業者の育成
- ### 5. 市民サービスの向上
- ①ごみ出しが困難な方への支援
 - ②粗大ごみ受付システムの検討

《関連するSDGs》



1. 発生抑制行動の推進

- ①リデュース（発生抑制）行動の推奨
- ②リユース（再使用）の推奨

重点

2. 家庭系ごみの分別の推進

- ①ごみ組成調査の実施
- ②資源化できる紙類の分別
- ③新たな分別と資源化の検討

重点

3. 事業系ごみの適正排出と分別の推進

- ①事業系一般廃棄物の適正排出及び分別指導の徹底
- ②ピット前検査の強化

4. 廃棄物施設を利用した環境負荷の低減

- ①廃棄物エネルギーの利活用の推進
- ②食品ロスの削減推進
- ③食品ロス削減推進計画の取り組み推進

《関連するSDGs》



1. 効率的で安定した収集運搬体制の構築

- ①効率的で安定した収集運搬体制の構築

2. 施設の適正な運営と維持管理の継続

- ①一般廃棄物処理施設の適正な運営
- ②一般廃棄物処理施設の維持管理

3. 災害時における廃棄物処理体制の構築

- ①災害時における廃棄物処理体制の構築



《関連するSDGs》



<重点的な取り組み>

計画の実現のために、特に重要と考えられる 3つの取り組み を重点的な取り組みと定め、取り組みを強化していきます。

環境学習の推進

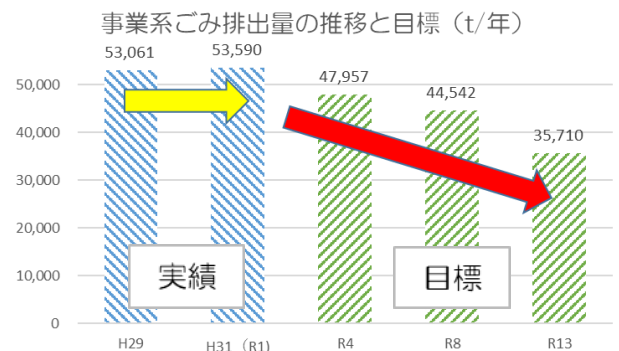
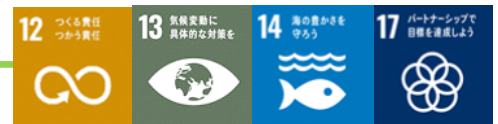
温室効果ガスを削減することや、限りある最終処分場に負荷をかけないためには、廃棄物そのものを減らす必要がありますが、正しい知識を持ち、自ら行動しなければ廃棄物を減らすことができません。環境学習を推進することで、正しい知識を身に付け、自らが率先して廃棄物を減らす行動ができる人づくり、組織づくりを進めます。



授業補助の様子

事業系ごみの適正排出と分別の推進

事業系ごみの発生抑制は本市のごみ減量において非常に重要であることから、清掃工場における内容物の確認のためピット前検査を強化し、検査結果を踏まえて排出事業者へ訪問指導を行うほか排出事業者向け研修会を実施するなど、事業系ごみの適正な排出と分別を推進します。



食品ロス削減の推進

食品ロスの削減のためには市民、事業者、市がそれぞれの立場から主体的にこの問題に取り組み、食べ物を無駄にしない社会の形成が必要です。世代別の食育や事業者への啓発などを通じ食品を大切にす意識を醸成するほか、災害備蓄品の有効活用など、やむを得ず不要となった食品を有効活用することなどを通じて食品ロスの削減を推進します。



家庭における食品ロスの発生要因

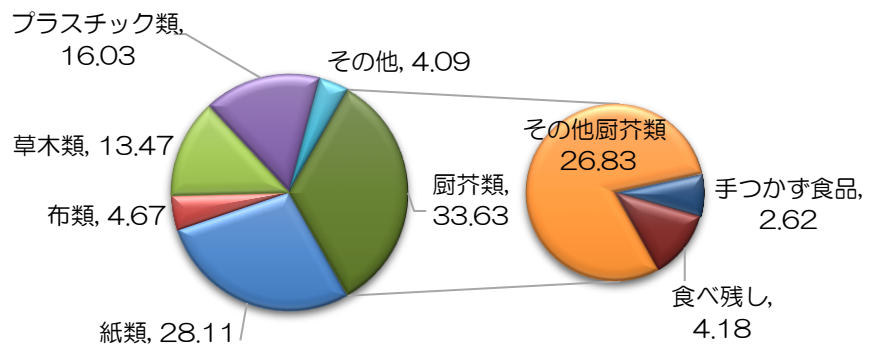


出典：消費者庁

<食品ロス削減推進計画>

(1) 家庭から発生する食品ロス

令和元(2019)年度のごみ組成調査では、家庭から出る可燃ごみの約33.6%を占める生ごみ(厨芥類)には、手つかず食品(※1)が約2.6%、食べ残し(※2)が約4.2%含まれていることが確認されました。



(※1) 手つかず食品…未開封の食材や食品、開封済みで半分以上残ったもの

(※2) 食べ残し…開封済みの食材や食品で半分未満のもの

(2) 事業者から発生する食品ロス

主な食品ロスの発生要因は、3分の1ルール(※1)などの商慣習による食品廃棄やサプライチェーン(※2)の各段階における過発注による廃棄、規格外商品の廃棄、外食産業による食べ残し等とされています。食品ロスの発生抑制のためには、商慣習の見直し等といった食品ロスや期限表記に対する消費者の適切な理解促進が必要となります。



ごみ組成調査で見つかった手つかず食品

(※1) 3分の1ルール…賞味期限の1/3以内で小売店舗に納品する商慣習。納品できなかった商品は廃棄される。

(※2) サプライチェーン…商品が消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。(調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費)

(3) 数値目標

国は、SDGsを踏まえ、令和12(2030)年度までに、平成12(2000)年度と比較して、食品ロス発生量を半減するという目標を設定しています。本市においても、国の半減目標に準じて、「手つかず食品」、「食べ残し」の発生量を減らすことを数値目標として設定します。

数値目標		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和元(2019)年度(実績)	令和8(2026)年度	令和13(2031)年度
家庭系	手つかず食品と食べ残しの発生量(t)	7,827t	6,834t	6,125t
	厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合(%)	20.2%	17.7%	15.8%
事業系※	手つかず食品と食べ残しの発生量(t)	8,131t	7,385t	6,851t
	厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合(%)	49.9%	45.3%	42.1%

※事業系の手つかず食品と食べ残しの発生量は、他市事例より推計

(4) 食品ロス削減に向けて実施している取り組み

- 食品ロス削減に向けた情報提供
- 防災備蓄品等の適切な管理・有効活用
- 食育推進計画の推進
- 園児・児童生徒への食育
- ふなR連携事業者認定
- フードドライブ

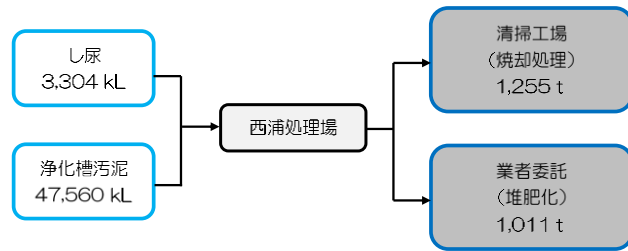
(5) 新たに実施を検討する取り組み

- 消費者講座の開催
- 防災教育との連携
- 教科等における指導(授業展開)
- 事業者への指導
- 食品関連事業者への周知・啓発

<生活排水処理基本計画>

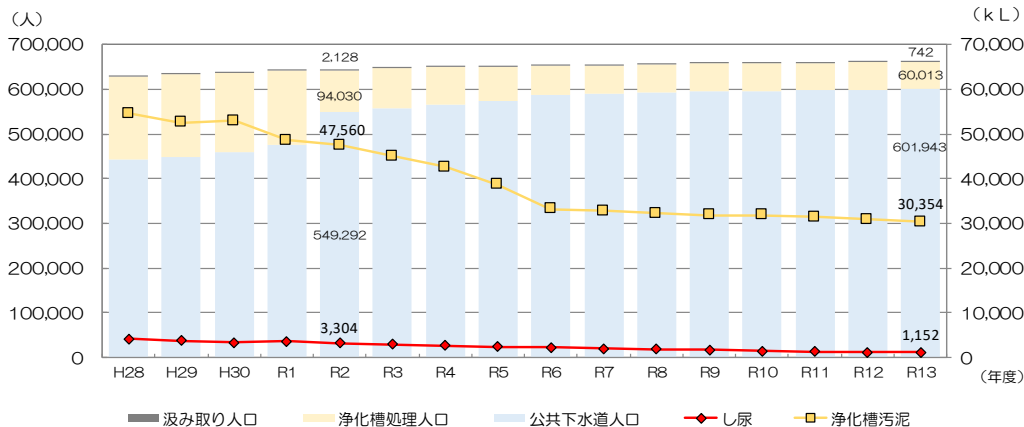
(1) し尿・浄化槽汚泥の処理の流れ

し尿や浄化槽汚泥は西浦処理場に搬入されています。処理後に発生する脱水汚泥は、清掃工場における焼却と業者委託による資源化(堆肥化)により処理を行っています。



(2) 処理状況の推移と将来予測

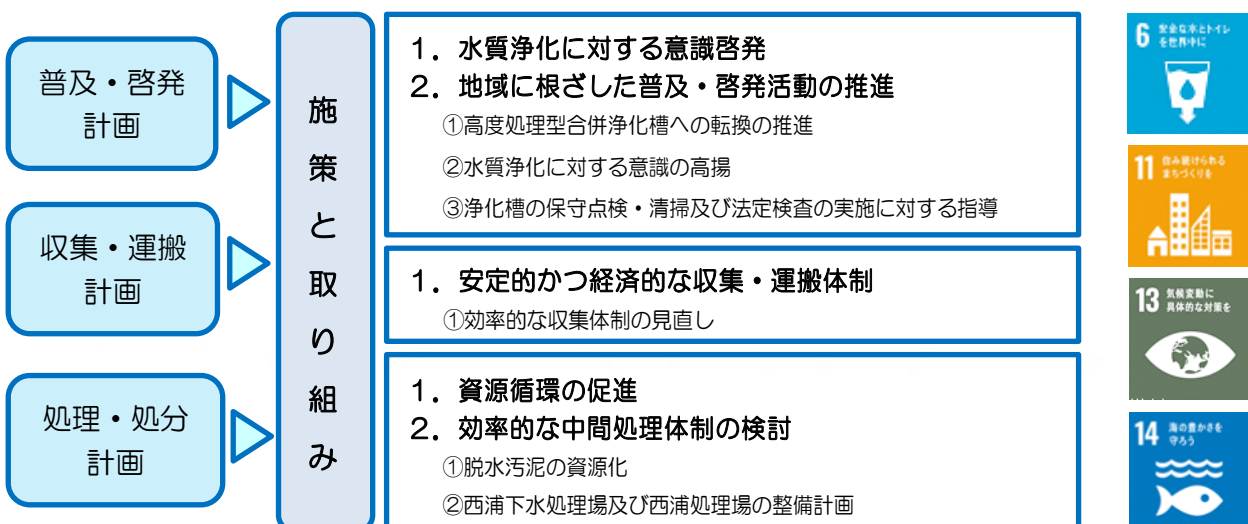
令和2(2020)年度現在、浄化槽処理人口は94,030人(14.6%)、くみ取り人口は2,128人(0.3%)となっています。今後はさらなる公共下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の発生量は令和13(2031)年度にはし尿と浄化槽汚泥の合計で31,506kLまで減少することが予測されます。



(3) 基本計画と施策

生活排水処理基本計画における施策は以下のとおりです。排水処理施設の切替え事業を円滑に進めていくため、市民への情報提供や呼びかけや安定的な処理を継続して行っていく必要があります。

<<関連するSDGs>>



わたしもできる！7つの取り組み ～ごみを減らそう チャレンジ7～

ごみを減らすために、誰でも簡単にできる7つの取り組みを紹介します。
まずは、身近なことから始めてみましょう。

1. 雑がみは有価物回収に出しましょう！

有価物としてリサイクルできる雑がみ（お菓子の箱・トイレトーパーの芯・ワイシャツの台紙など）が、可燃ごみとして捨てられています。雑がみは紙袋に入れて紐でしばり、有価物回収の日に出しましょう。



2. マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使いましょう！

マイバッグ、マイボトル、マイ箸を持ち歩くことを習慣として取り入れましょう。使い捨てになってしまうものを使わないようにして、ごみの発生量を減らしましょう。



3. リユース（再使用）しましょう！

まだ使えるものはリユース（再使用）できないか考えてみましょう。
友人同士などで譲り合うほか、リユースショップやアプリも活用してみましょう。「もったいない」気持ちを大切に、修理して使うのもいいですね。



4. 買い物の前に冷蔵庫の中身を確認しましょう！

買い物の前に冷蔵庫の中の食材を確認し、買い過ぎに注意しましょう。
また、消費期限が切れそうな食品がないか確認し、食品を無駄にしないようにしましょう。



5. すぐに使う食材は「てまえどり」しましょう！

すぐに使う予定の食材は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、お店の食品棚の手前から取ることで食品ロスが減らせます。食品の「てまえどり」にご協力ください。



6. 外食の食べ残しをなくしましょう！

宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らしましょう。小盛りを頼んだり、お店の方に確認して持ち帰りも利用しましょう。



7. 余った食材は寄付をお願いします！

フードバンクとは、賞味期限前の未利用食品を個人や団体などから引き取り、子ども食堂や子育て家庭など、食料を必要としている人へ届ける団体です。買いすぎた食材や贈答品などで、食べきれずに家で眠っている賞味期限前の未利用食品は、フードバンクなどへの寄付をお願いします。

